

計画作成年度	令和元年度
計画主体	山形県酒田市

酒田市 鳥獣被害防止計画

(令和2年3月31日)

<連絡先>

担当部署名：酒田市 農林水産部 農政課
所在地：山形県酒田市本町2丁目2番45号
電話番号：0234-26-5752
FAX番号：0234-26-6483
メールアドレス：nosei@city.sakata.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①ハクビシン ②ハシブトガラス、ハシボソガラス ③ツキノワグマ ④ニホンザル ⑤イノシシ ⑥ニホンジカ ⑦ムクドリ ⑧カワウ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	山形県酒田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

鳥獣の種類	被害の現状（平成30年度）※		
	品目	被害金額（千円）	被害面積（a）
①ハクビシン	・イチゴ	625	105
	・日本梨	300	10
	・すいか	20	30
②ハシブトガラス、 ハシボソガラス	・メロン	9,300	220
	・日本梨	450	80
	・水稻	73	62
③ツキノワグマ	・柿	210	110
	・水稻	167	30
④ニホンザル	・該当作物なし	被害なし	被害なし
⑤イノシシ	・該当作物なし	被害なし	被害なし
⑥ニホンジカ	・該当作物なし	被害なし	被害なし
⑦ムクドリ	・日本梨	1,230	420
	・メロン	375	10
⑧カワウ	・該当作物なし	不明	不明

※「平成30年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査」報告値による。

(2) 被害の傾向

①ハクビシン

夜行性であり3月から初夏にかけて活発に活動し果樹や果実を好んで食害する。川南地域の農村集落近辺においてはイチゴ等への被害がみられるほか、川北地域においてはシャインマスカットへの被害が懸念される。固体ごとの固有の餌場やなわばり等を持たず、良好な条件が揃った地区においては生息密度が容易に高まりやすく、更なる被害拡大をもたらす恐れも強いため、習性を踏まえた対策が必要である。

②ハシブトガラス、ハシボソガラス

川南地域農村集落近辺において、メロンへの被害が寄せられているほか、稲作農業では播種後の直播栽培圃場で食害がみられる。

③ツキノワグマ

令和元年は全国的に異常出没傾向が見られ、本市でも中山間地域等での、山林に近接した集落等における目撃事例が急増している。柿及び水稲等において農作物被害の報告があるが被害額は軽微である。

④ニホンザル

現在のところ農業被害は発生していないが、区域外からの移入定着による本市での農作物被害の発生が懸念される。

⑤イノシシ

近年、中山間地域での目撃事例があり、令和元年には稲の倒伏や食害が軽微ではあるが発生している。区域外からの移入定着や繁殖により、本市での農作物等被害の増加が懸念される。

⑥ニホンジカ

近年、中山間地域での目撃事例があり、現在のところ農業被害は発生していないが、区域外からの移入定着による本市での農作物等被害の発生が懸念される。

⑦ムクドリ

鳥海地域内農村集落近辺の河川敷を寝ぐらに、日本梨への被害が寄せられている。

⑧カワウ

最上川、日向川流域において、被害額は不明だが水産物被害の報告がある。

(3) 被害の軽減目標

本計画期間では以下のとおりとする。

長期的には被害額の半減を目指す。

(単位：千円)

指標	現状値（平成30年度）※	目標値（令和4年度）
①ハクビシン	945	897
②ハシブトガラス、 ハシボソガラス	9,823	9,331
③ツキノワグマ	377	358
④ニホンザル	被害なし	0
⑤イノシシ	被害なし	0
⑥ニホンジカ	被害なし	0
⑦ムクドリ	1,605	1,524
⑧カワウ	不明	0

※現状値は「平成30年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査」報告値による

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシンの箱わなによる捕獲 ・ツキノワグマの箱わなによる捕獲 ・イノシシのくくりわなによる捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅敷地、自らの農林事業地での被害の場合は、クマを除き、狩猟免許のない者でも県に捕獲許可申請を提出することにより捕獲ができることを周知する必要がある。 ・対象鳥獣の生態を把握した効率的な設置方法及び使用方法に関する知見が不足している。 ・農業者による自己対策意識等が乏しい現状にある。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵、防鳥ネット等の設置 ・爆音機の設置 ・研修会開催等による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置に係る県単補助制度について周知を図っているが、現状上手く利用されていない。 ・全額を自己資金で対応する場合、高額な初期費用負担が発生する。 ・対象鳥獣の生態を把握した効率的な設置方法及び使用方法に関する

		<p>知見が不足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地を中心として地域担い手の高齢化もあって、刈払い等による初期対策等も、次第に負担になってきている。
--	--	---

(5) 今後の取組方針

当市では、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ムクドリ、ツキノワグマ、イノシシによる農作物等被害のほか、近年ニホンザル及びニホンジカを目撃情報や近隣市町河川でのカワウによるアユやサケの稚魚の被害情報が寄せられ、これまで当市区域内には生息しない獣種による区域外からの移入定着や、新たな農作物等被害の発生が懸念される。

また、中山間地域等において、山林に近接した集落等におけるツキノワグマの目撃情報が増加している現状を受け、以下のとおり取組方針を定める。

【市による取組み】

全体対策として、追上げ・追払い活動、電気柵等の設置・維持管理、放任果樹等の誘因物除去など鳥獣被害防止対策に関する各種手法について、対策実践を担う農業者及び関係者の理解を深めていく。

【農業者等による取組み】

初期対策では、被害地域の農業者が中心となって、隠れ場所となる藪の刈払い等による環境整備、追上げ・追払い活動、電気柵及び防鳥ネットの設置等による圃場進入防止等を、適切な方法により実施するものとする。

【市及び関係機関、団体等による取組み】

被害が継続する場合には、県の被害防止対策に係る技術的助言に基づき、市が関係機関及び団体等との連絡調整の役割を果たすとともに、関係機関及び猟友会等とも連携しながら、捕獲も取り入れた対策を組み合わせ実施していくほか、地域協議会の設置に向け検討する。

【市による取組み（国及び県との連携）】

国及び県での広域生息状況調査等の結果により、対象地域内及び周辺地域における動向を注視しつつ、関係機関等とも連携しながら情報収集に努めるとともに、山形県特定鳥獣管理計画に基づいた対応を実施していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・酒田市	地域及び農業者等と連携して被害防止を図るとともに、農業者等が自ら実施する対策に係る助言指導を行う。
・山形県猟友会酒田支部	各地域からの依頼に基づき有害鳥獣の捕獲活動を行う。市からの要請により、専門知識及び技能を十分に活用した捕獲活動を実施する。
・酒田市鳥獣被害対策実施隊	山形県猟友会酒田支部と連携協力し有害鳥獣の捕獲を行う。なお、捕獲従事者については当該猟友会員の中から任命する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	①ハクビシン ②ハシブトガラス、 ハシボソガラス ③ツキノワグマ ④ニホンザル ⑤イノシシ ⑥ニホンジカ ⑦ムクドリ ⑧カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会等との連携による捕獲 ・わなを活用した捕獲活動の実施 ・わな猟法の普及・拡大による捕獲の円滑化 ・被害農業者等を中心とした担い手確保による捕獲体制の強化
令和3年度	①ハクビシン ②ハシブトガラス、 ハシボソガラス ③ツキノワグマ ④ニホンザル ⑤イノシシ ⑥ニホンジカ ⑦ムクドリ ⑧カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会等との連携による捕獲 ・わなを活用した捕獲活動の実施 ・わな猟法の普及・拡大による捕獲の円滑化 ・被害農業者等を中心とした担い手確保による捕獲体制の強化
令和4年度	①ハクビシン ②ハシブトガラス、 ハシボソガラス ③ツキノワグマ ④ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会等との連携による捕獲 ・わなを活用した捕獲活動の実施 ・わな猟法の普及・拡大による捕獲の円滑化 ・被害農業者等を中心とした担い手確保による捕獲体制の強化

	⑤イノシシ ⑥ニホンジカ ⑦ムクドリ ⑧カワウ	
--	----------------------------------	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>山形県第12次鳥獣保護管理事業計画、県特定鳥獣管理計画等、県による上位計画及び関連計画に基づき、対象地域内における発生被害状況等を総合的に勘案した捕獲を行っていく。</p>	
①ハクビシン	<p>近隣自治体における被害軽減目標値、被害額現状値、捕獲計画頭数等を参考として設定するものとする。</p>
②ハシブトガラス、ハシボソガラス、⑦ムクドリ、⑧カワウ	<p>鳥獣被害対策実施隊の捕獲実績を参考として設定するものとする。</p>
③ツキノワグマ	<p>山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、個体数管理を行う。</p>
④ニホンザル、⑥ニホンジカ	<p>現在のところ農業被害は発生していないため、設定を行わない。</p>
⑤イノシシ	<p>最近の目撃情報、被害状況を参考として設定するものとする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①ハクビシン (頭)	12	12	12
②ハシブトガラス ハシボソガラス (羽)	60	60	60
③ツキノワグマ (頭)	山形県ツキノワグマ 管理計画に基づく	山形県ツキノワグマ 管理計画に基づく	山形県ツキノワグマ 管理計画に基づく
⑤イノシシ (頭)	2	2	2
⑦ムクドリ (羽)	150	150	150
⑧カワウ (羽)	40	40	40

捕獲等の取組内容
①ハクビシン 活動開始から被害が発生する時期を中心に、箱わな設置による捕獲を実施する。
②ハシブトガラス、ハシボソガラス 活動開始から被害が発生する時期を中心に、銃器等による捕獲を実施する。
③ツキノワグマ 山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、重大な被害の恐れがある場合には箱わなの設置及び銃器による捕獲を実施する。
⑤イノシシ 活動開始から被害が発生する時期を中心に、箱わな、くくりわな設置による捕獲を実施する。
⑦ムクドリ 活動開始から被害が発生する時期を中心に、銃器等による捕獲を実施する。
⑧カワウ 活動開始から被害が発生する時期を中心に、銃器等による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
・イノシシ	被害状況に応じて計画策定	被害状況に応じて整備	被害状況に応じて整備

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	①ハクビシン ②ハシブトガラス、	・農地周辺の藪の刈払いや耕作放棄地の解消を図ることにより、対象鳥獣が近づきにくく、定着しにくい農

	ハシボソガラス ③ツキノワグマ ④ニホンザル ⑤イノシシ ⑥ニホンジカ ⑦ムクドリ ⑧カワウ	地環境づくりを推進する。 ・里山整備を推進することにより、対象鳥獣が近づきにくく、定着しにくい農地環境づくりを推進する。 ・鳥獣誘引原因行為（放任果樹及び生ゴミの放置、エサやり行為）等の防止について啓発を図る。 ・集落点検手法、効果的な追上げ・追払い活動、電気柵の普及促進及び適切な管理について啓発を図る。
令和3年度	①ハクビシン ②ハシブトガラス、ハシボソガラス ③ツキノワグマ ④ニホンザル ⑤イノシシ ⑥ニホンジカ ⑦ムクドリ ⑧カワウ	・農地周辺の藪の刈払いや耕作放棄地の解消を図ることにより、対象鳥獣が近づきにくく、定着しにくい農地環境づくりを推進する。 ・里山整備を推進することにより、対象鳥獣が近づきにくく、定着しにくい農地環境づくりを推進する。 ・鳥獣誘引原因行為（放任果樹及び生ゴミの放置、エサやり行為）等の防止について啓発を図る。 ・集落点検手法、効果的な追上げ・追払い活動、電気柵の普及促進及び適切な管理について啓発を図る。
令和4年度	①ハクビシン ②ハシブトガラス、ハシボソガラス ③ツキノワグマ ④ニホンザル ⑤イノシシ ⑥ニホンジカ ⑦ムクドリ ⑧カワウ	・農地周辺の藪の刈払いや耕作放棄地の解消を図ることにより、対象鳥獣が近づきにくく、定着しにくい農地環境づくりを推進する。 ・里山整備を推進することにより、対象鳥獣が近づきにくく、定着しにくい農地環境づくりを推進する。 ・鳥獣誘引原因行為（放任果樹及び生ゴミの放置、エサやり行為）等の防止について啓発を図る。 ・集落点検手法、効果的な追上げ・追払い活動、電気柵の普及促進及び適切な管理について啓発を図る。

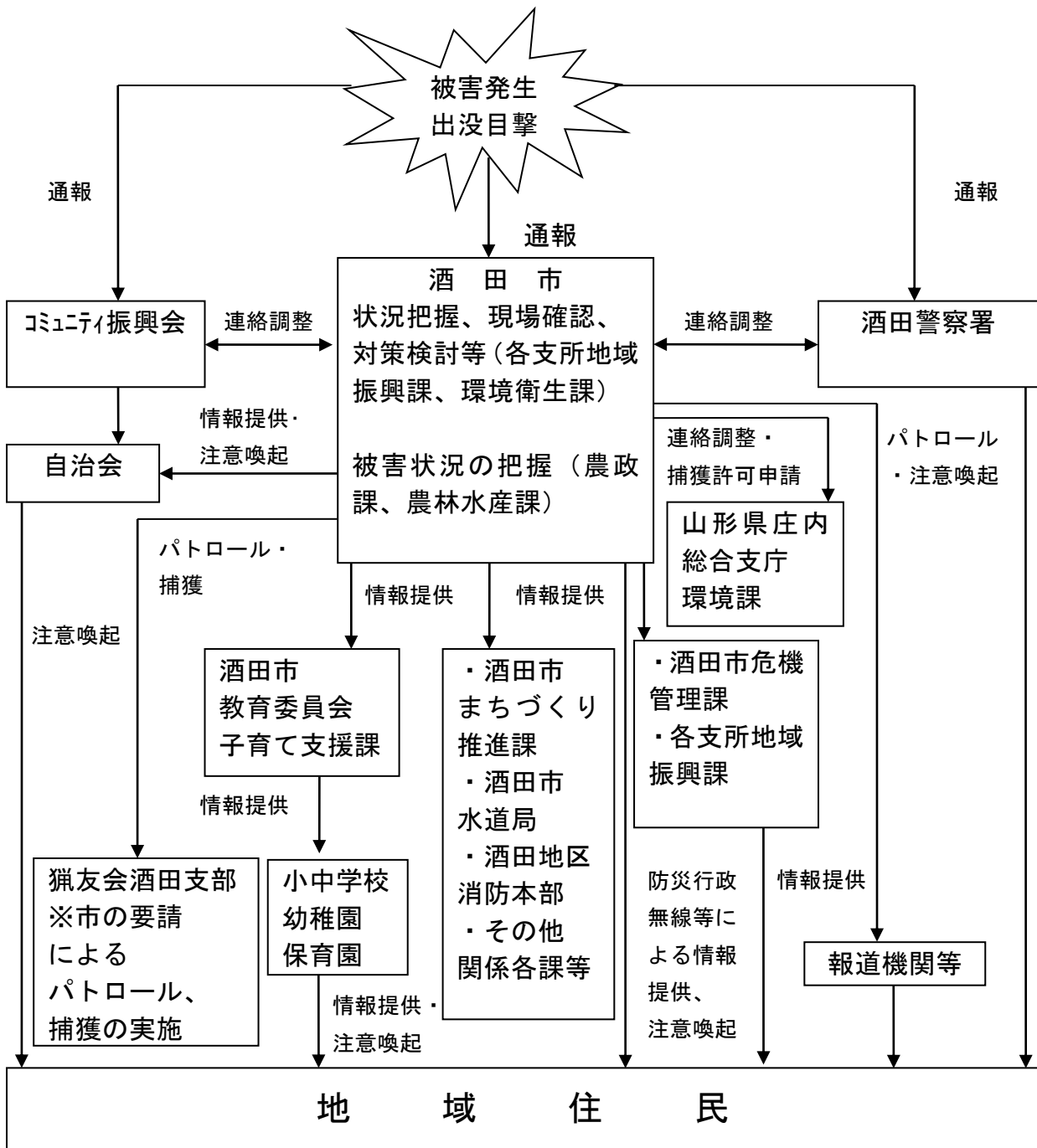
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

機関等	役割など
酒田警察署	一般的な保安、秩序維持 警職法等に基づく緊急避難対応
酒田地区広域行政組合消防本部	けが人等の救護搬送、高所作業協力、火薬使用時の指導
山形県庄内総合支庁	助言、協力及び支援
山形県猟友会酒田支部・分会	捕獲及び追払い等での協力
各コミュニティ振興会 各自治会	情報共有、住民への連絡 被害防止措置（避難誘導、追払い、パトロールなど）

		出沒情報の通報・提供
酒田市	環境衛生課	日常生活上の支障除去 対策に関する総合調整 対策にかかる予算措置 出沒情報の集約 捕獲許可 対策の実施 酒田市鳥獣被害対策実施隊との連絡調整
	各総合支所 地域振興課	日常生活上の支障除去 農業及び農業者保護 住民の生命・健康・財産の保護（危機管理対応） 関係機関との連絡調整 住民への周知（防災行政無線） 捕獲許可申請書類の作成 対策の実施 酒田市鳥獣被害対策実施隊との連絡調整
	危機管理課	住民の生命・健康・財産の保護 市街地への出沒など危機管理事案への対応 住民への周知（防災行政無線）
	まちづくり推進課	コミュニティ振興会・自治会・住民との連絡調整
	農政課	農業及び農業者の保護 農業者からの各種要望の受付 各種対策の啓蒙、指導 酒田市鳥獣被害対策実施隊の運営事務
	農林水産課	林・水産業従事者の保護 林業及び水産業従事者からの各種要望の受付 各種対策の啓蒙、指導
	市長公室広報広聴係	広報、ホームページの対応

(2) 緊急時の連絡体制



※ツキノワグマ出沒時の対応については、酒田市環境衛生課「酒田市ツキノワグマ出沒時対応マニュアル」による。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣に素手で触れない方法で殺処分したのち、適地での地下埋設処理及び焼却施

設での焼却処理等、適切な方法によって処理するものとする。ただし、被害実態把握及び学術研究等の理由から、やむをえず現地で処理及び解剖検分等を行わなければならない場合は、この限りでない。

やむをえず現地処理等を行う場合は、周辺を含む安全衛生及び環境衛生に十分に配慮し、鳥獣等の誘引防止対策を講じた上で実施するよう努めるものとする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

衛生上の問題により健康被害が生じるおそれもあることから、捕獲した対象鳥獣は食品利用を行わないことを原則とする。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	構成機関の名称	役割
現在のところ設置未定	関係者協議により設置に向けて検討していく	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
酒田市	各関係機関との連絡調整等
山形県庄内総合支庁	被害対策の調査・検討・実施・技術的な指導及び助言等
庄内みどり農業協同組合	農業被害情報の収集・提供、被害対策の検討・実施
酒田市袖浦農業協同組合	農業被害情報の収集・提供、被害対策の検討・実施
山形県猟友会酒田支部	被害対策の検討・捕獲等の実施
コミュニティ振興会	所管地区内における被害対策の調査・検討・実施
北庄内森林組合	林業被害対策の調査・検討・実施
両羽漁業協同組合	水産業被害対策の調査・検討・実施
日向荒瀬漁業協同組合	水産業被害対策の調査・検討・実施
最上川第八漁業協同組合	水産業被害対策の調査・検討・実施
市長が特に認める機関等	所管事項に係る被害対策の調査・検討・実施等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年4月から酒田市鳥獣被害対策実施隊を設置。

山形県猟友会酒田支部の会員の中から任命し、有害鳥獣の捕獲や追払い活動等に従事する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

当面の間、必要に応じて関係機関の参集による連絡会議の開催、意見交換を行い、協議会の設置に向けた気運の醸成を図っていく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画において定めるもののほか、顕著な有効性が認められる手法等が新たに確立された場合にあっては、費用対効果等を十分に見極めながら国及び県の指導助言を受け導入を検討していくものとする。